

新型コロナウイルス感染症の感染者（市立小中学生・高校生・教職員等）が発生した場合の対応について

R 2 . 6 . 1 9 静岡県教育委員会

1 情報収集について

教育委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合に備えて、保健福祉長寿局との情報共有等により連携して対応する。

2 臨時休業の目的

臨時休業の目的は、（１）公衆衛生上の対策、（２）感染者が出た学校及び生活圏の混乱の収束、（３）人権保護の３点である。

（１）公衆衛生上の対策について

- ・感染者等を医療機関、検査機関、健康観察につなげるとともに、他の児童生徒を一定期間、自宅生活にとどめて、学校で感染が拡大しないようする。
- ・保健所が行う感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者の特定のための調査に協力する。
- ・感染者の行動履歴を確認した上で、感染者が触れた箇所を中心に消毒作業を行う。
- ・保健所から、感染経路等についての情報を得て、学校内外のいずれで感染したかを判断し、臨時休業の範囲や期間等を検討する。

（２）感染者が出た学校及び生活圏の混乱の収束について

- ・感染者の行動履歴や濃厚接触者等の調査や消毒作業が終了するまでの間、他の児童生徒が安心して生活できるよう自宅にとどめておく。可能な範囲で登校日を実施して、児童生徒一人一人の心身の状況を把握する。
- ・当該校は、再開するまでの行程や再開に向けた感染対策について、PTA、学校評議員会、自治会に説明し、理解と協力を得て実施する。

（３）人権保護について

- ・教育委員会は、児童生徒や保護者などに対して、感染者に対する差別、偏見、誹謗中傷が生じないように、人権保護の視点に立って行動していただくよう理解と協力を求める。
- ・教育委員会は、感染者及びその家族、また、当該校に通う児童生徒に対する差別、偏見、誹謗中傷が生じないように個人情報の秘匿を厳守する。
- ・教育委員会は、当該校に対して、スクールカウンセラーや緊急サポートチームを派遣して、心のケアにあたる。
- ・当該校は、感染者及びその家族の意向を尊重して登校後のケアのための方針等を決定する。
- ・当該校は、再開後の児童生徒の人権保護・いじめ防止の対策を検討して、PTA、学校評議員会、自治会に説明し、理解と協力を得て実施する。

3 臨時休業の基準（範囲、期間など）

学校の臨時休業の範囲及び期間については、上記２「目的」に基づいて決定するが、市内における現時点での①感染の状況（感染者数）、②医療提供体制（重

症者・軽症者のための病床数の確保)、③監視体制(PCR検査体制)を考慮して、必要かつ最小限にて実施し、児童生徒の心身のケアや学習保障に努めることとする。

(1) 校内での感染者が1人の場合

- ・感染者は治癒するまでの期間、濃厚接触者は感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間、出席停止とする。
- ・学校は、保健所が行う感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力する。また、感染者の行動履歴に基づき校内の消毒作業を行う。
- ・感染経路が判明していて、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが高い場合は、臨時休業を実施する必要性は低いと考えられる。(5月22日 文部科学省「衛生管理マニュアル」)

(2) 校内での感染者が複数または、複数となる可能性が考えられる場合

- ・感染者は治癒するまでの期間、濃厚接触者は感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間、出席停止とする。
- ・学校内での感染が疑われることから、原則として、当該校を臨時休業とし、児童生徒へのまん延状況を確認する時間を確保する。
- ・学校は、保健所が行う感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力するとともに、感染の状況を把握する。
- ・学校は、感染者の行動履歴に基づき、校内の消毒作業を行う。
- ・学校再開後の感染対策及び人権保護の対策や支援を決定する。
- ・臨時休業期間は、5日間を目安とする。

(3) 市内の広域に及ぶ学校の臨時休業について

感染拡大が著しいときに、他の社会経済活動を抑制する政策の一体として実施することを原則とする。

4 個人情報等の保護

感染者及びその家族、当該校に通う児童生徒が安心して生活できるようにするため、本市において児童生徒が感染者となった場合、保健所の公表においては、小学生・中学生・高校生の区分などを含めて、感染者及びその保護者の意向に配慮していただく。また、教育委員会では、学校名などを公表しないこととする。報道関係者にもこの趣旨を説明して、公表を自制するよう要請する。

5 臨時休業中の児童生徒への支援

(1) 児童生徒の心のケアについて

- ・可能な範囲で登校日を設定し、児童生徒一人一人の心身の健康状況を把握する。
- ・欠席している児童生徒に対しては、電話連絡や家庭訪問等により、心身の健康状況を把握する。
- ・悩みや不安を抱える児童生徒に対して、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員が相談に応じる。

(2) 児童生徒の学習支援

- ・各教科の学習の復習や予習として宿題を提示するとともに、児童生徒一人一

人の実施状況を確認して支援を行う。

- ・各家庭でのパソコン等を活用して、授業を配信したり、個別の学習支援を行ったりする。

6 教職員等が感染した場合（会計年度任用職員等を含む）

（1）基本的な対応について

- ・原則、児童・生徒の対応と同様とする。

（2）報告体制について

- ・教職員本人が所属校校長へ、校長は教職員課長へ報告する。

<報告の対象とするケース>

- ・教職員本人やその家族が、感染した場合。
- ・教職員本人やその家族が、濃厚接触者となった場合。
- ・教職員本人やその家族が、PCR検査を受けることになった場合及び検査結果が判明した場合。

（3）教職員等の勤務服務

- ・新型コロナウイルス感染症に感染した場合 ⇒ 病気休暇
- ・濃厚接触者となった場合 ⇒ 特別休暇（出勤困難）

（4）教職員等に感染者が出た場合の公表について

- ・当該校の児童・生徒の人権保護の観点から、学校名は公表しないものとする。

7 報告・連絡体制について

